

取市発第481号
令和3年2月5日

取手市議会感染症対策会議
座長 齋藤久代様

取手市新型コロナウイルス感染症対策本部長
取手市長 藤井信吾

取手市議会感染症対策会議からの調査について（回答）

令和3年1月29日付け取議発第126号にて求めのありました標記の件につきまして、下記のとおり回答します。

記

確認事項

1. 医療機関のオンライン診療について

①医療機関のオンライン診療について

このコロナ禍においてオンライン診療は感染防止のための一つの方策であると考えられる。市内医療機関におけるオンライン診療はどこまで進んでいるのか。

保健センターではオンライン診療を実施している医療機関を把握しているか。

*ここでいうオンライン診療については、電話によるものを除きあくまでもパソコンやスマートフォンを使用した音声と映像を用いる手段とします。

<回答>

オンライン診療については、厚生労働省が公表する「電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の一覧」に掲載される市内医療機関（病院：5ヶ所、診療所：8ヶ所）において実施されているものと認識しております。

この一覧の中では、初診・再診別の診療実施の有無、対応する診療科、対応する医師等の情報が掲載されておりますが、今回の確認事項にございます「電話によるものを除き」とある点に関する情報は掲載されてはおりません。

昨年、オンライン診療が開始した際、数カ所の医療機関に状況を確認した経緯はありましたが、今回の確認事項を受け、前述の医療機関すべてではご

ございませんが改めて確認をさせていただいたところ、ごく一部の医療機関において電話以外の機器を使ったオンライン診療を、医師の判断により一部の患者さんに実施しているとの状況で、この医療機関を含めたどの医療機関においても「対面診療」を基本とし、やむを得ない場合に一部の患者さんに対して電話による診療で対応しているとの内容でした。

また、医療機関におけるオンライン診療の考え方としては、再診の方の電話対応等、あくまで患者さんの実情に合わせて実施しているという点から、これを広く一般診療に取り入れる場合には検討の必要性があるとお話もいただいたところです。

以上のような医療機関の実情から、今後、電話を含む情報通信機器を用いた診療を、感染防止の観点から広く一般診療に活用する医療機関が確認できた際は、当該医療機関と調整の上、市民の利用促進につながるよう情報の発信に努めて参りたいと考えます。